

# 第20回 JDA 秋季ディベート大会 準決勝第二試合

期日：2017年11月12日（日）

会場：立教大学池袋キャンパス9号館9B03教室

論題：日本は難民認定の基準を大幅に緩和すべきである

肯定側：ITB-^^（發田颯虎・小杉麟太郎）

否定側：Art of Argument（久保健治・佐藤可奈留・武田顕司）

ジャッジ：須田泰彰・渡辺徹・松田拓

結果：0-3で否定側

## ■肯定側第一立論：小杉麟太郎（ITB-^^）

始めます。

はじめに定義。ここでいう難民とは難民条約および難民の地位に関する議定書に従います。以下、その解釈基準を緩和することで論題を肯定します。

内因性1：日本の設ける難民認定基準は厳しいです。理由は2点。

A：庇護申請者が難民として認定されるためには庇護申請者が母国で迫害を受けていた事実が必要ですが、その迫害の定義が狭いです。まず、身体または生命に対する重大な被害がない限り迫害と認められません。

難民支援協会 2017

「迫害の範囲も、日本は限定的に解釈する傾向にあります。アメリカ、カナダ、欧州各国などの難民認定機関では、迫害を、命と身体的自由に限らず、重大な人権侵害を含むとしています。[中略]日本では、迫害を命と身体に限定する傾向が強く、さらには身体的自由を奪われている例であっても、迫害として認めないこともあります。例えば、ミャンマーにおける迫害から逃れた少数民族ロヒンギャが、連日身体を拘束されて強制労働をさせられたことについて、「その期間も2、3日にとどまり、食事を取ることができない場合ばかりではない」ため、生存は脅かされないと、難民認定されませんでした。」<sup>1</sup>終わり。

B：政府により特定された個人として迫害されている者に認定対象を限定しています。政府から迫害の危険性があつた場合でも、個人的に狙われていないという理由で認定されませんでした。

難民支援協会 2017

「「個別把握論」とは、政府から個人的に把握され、狙われていなければ難民ではないという日本独自の解釈であり、認定されるべき人の範囲を極端に狭めています。」<sup>2</sup>終わり。

実際に政府から迫害の危険性があつた場合でも、個人的に狙われていないという理由で認定していません。

法友会 2017

「UNHCRは、「国際保護を求めるシリア人の大半は、条約上の根拠の一つと関連した迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有するために、難民の地位に関する1951年条約の第1条A(2)に規定される難民の定義要件を満たす可能性が高いと考える。」[中略]としている。EU等においても同様の基準を採用し、シリア人についての難民認定率は、米国94%、カナダ96%、ドイツ87%、フランス60%、イタリア47%となっている。これに対し、日本は、「シリア政府があなたを特定して殊更注視していたとはいえない。」等、難民条約上は要件ではない「個別把握説」をとっている時点で、国際的な難民実務からは乖離している。」<sup>3</sup>終わり。

2：そのため日本の難民認定数は、偽装や悪用の可能性を鑑みても極端に低いです。

1 認定NPO法人難民支援協会「日本の難民認定はなぜ少ないか？-制度面の課題から」2017年6月9日掲載 <https://www.refugee.or.jp/jar/report/2017/06/09-0001.shtml>

2 同上

3 法友会「第8部 人権保障制度の現状と課題 第6 外国人の人権」『法友会2017年度政策要綱』2016年12月 <http://hoyukai.jp/wp-content/uploads/2017/08/policyoutline/8-1-6.pdf>

#### 全国難民弁護団 2015

「しかし、上記のとおり難民、庇護希望者数の増加は世界的な傾向であるほか、世界では依然として多くのミャンマー難民が保護されていること、これまで日本でトルコ出身者の難民認定例がなく、スリランカやネパールについても過去1件ずつしかないという事実に鑑みると、日本の極度の低水準の難民認定の理由としては、「偽装」や「悪用」の増加というよりは、そもそも難民条約の解釈基準が間違っていることや、適正な手続きが行われていないことが考えられる。」<sup>4</sup>終わり。

3：そして認定されなかった申請者たちは強制送還されるか長期収容されてしまいます。

#### RAFIQ 2007

「一次認定で不認定、異議申出も却下された場合、その取り消しを求める裁判を起こすことができますが、それでも却下された場合は、日本政府から難民としての保護を受けることができなくなり、国外退去を執行されます。「退去強制令」の対象になった外国人は、国外退去、またそれを望まない場合「収容」されることとなります。」<sup>5</sup>終わり。

実際に不認定となった人を強制送還した結果、母国で迫害を受けたというケースが存在します。

#### 国連職員、根本 2017

「「在留特別許可」が認められたトルコ国籍クルド人の第一号は、一度トルコに強制送還になってから日本に戻って来た男性でした。日本から強制送還され、トルコ治安当局に身柄を拘束されて拷問を受け、再び日本に逃れて来たのです。」<sup>6</sup>終わり。

4：仮に難民認定の代替措置として人道配慮による特別在留許可が降りたとしても、難民認定と同様の保護を受けることができません。なお資料中で言及する「ノンフルマン原則」とは、難民を出身国へ送還することを禁止する、国際法上の原則です。

#### アジア太平洋難民の権利ネットワーク 2014

「人道配慮による在留特別許可を得た人は、難民条約で保障された権利の全てを受けられるわけではなく、難民認定を受けた人が受けられるのと同様なサービスを受けられるわけではない。例えば、ノンフルマン原則は適用されず、永住権の取得にあたっての優遇措置は受けられず、難民が受けられる政府からの定住支援も受けられず、在留資格が定住者又は永住者になるまでは家族の再統合は実務上できない。」<sup>7</sup>終わり

重要性1：強制送還、収容のどちらでも生命・身体・精神が危険にさらされます。

#### RAFIQ 2007

「難民の強制送還は、日本が批准する「難民条約」では禁止されています。実際、祖国への強制送還後に、再び迫害を受けたり、行方不明になるケースがあるのです。もちろん収容も世界基準で禁止されています。収容された庇護希望者は、「戻れば迫害を受ける可能性がある祖国へ、いつ送還されるかわからない」という恐怖と、家族や友人から引き離された孤独の中で、次第に精神と肉体の健康を失い、時には精神に異常を来し、また自殺にまで追い込まれていくこともあります。」<sup>8</sup>終わり。

2：難民は日本がどういう国か下調べする余裕がなく、たまたま日本に来てしまった人たちです。そのような難民の性質を鑑みた受け入れ態勢を構築すべきです。

#### 難民支援協会代表理事、石川 2015

「難民支援協会への相談者はエチオピア、コンゴ民主共和国、ウガンダ、ナイジェリアなどアフリカ出身者が多いのですが、その多くは日本がどのような国か下調べする余裕もなく来日しています。何とか逃げなければ、という状況が発生し、本人や友人が各国の大使館にビザを申請して、日本が一番早く下りたから来たという人が多いのです。」<sup>9</sup>終わり。

4 全国難民弁護団連絡会議『「世界難民の日」2015 UNHCR グローバル・トレンド 2014 の発表に関連した全難連声明』2015年6月20日 [http://www.jlnr.jp/statements/2015/jlnr\\_statement\\_20150620\\_j.pdf](http://www.jlnr.jp/statements/2015/jlnr_statement_20150620_j.pdf)

5 RAFIQ (在日難民との共生ネットワーク)「日本の難民受入政策の問題点」『日本の難民問題と入管問題の関係について (『2007年「世界難民の日」記念シンポジウム'07』当日配布資料より抜粋)』  
[http://rafiq.jp/pdf/nanmin\\_mondai.pdf](http://rafiq.jp/pdf/nanmin_mondai.pdf)

6 根本かおる (ジャーナリスト、国際連合職員、東京国際連合広報センター所長)『難民鎖国ニッポンのゆくえ』ポプラ新書 2017年 [ページ数不明]

7 難民研究フォーラム「アジア太平洋難民の権利ネットワーク (APRRN) 日本の難民保護制度に関する声明 (和訳)」2014年4月18日 <http://www.refugeestudies.jp/resources/2014/04/aprrn.html>

8 前掲 RAFIQ 2007

3：難民の受け入れは世界で分担して行う国際的な枠組みが形成されており、日本だけが難民を受け入れないということは許されません。

東洋英和女学院大、滝澤 2016

「大量難民の発生はそれ自身が人道危機であり「人間の安全保障」を脅かすが、同時に受け入れ国に経済的・政治的・社会的緊張を生み、「国家の安全保障」をも脅かす。このため、国際社会は国際協力を通して難民の国際的保護体制の構築を図った。その狙いは、各国の「庇護責任」の明確化と国際的な「負担分担」を確保することにより難民発生に伴う「負の外部性」を緩和することにあつた。」<sup>10</sup>終わり。

なので、日本だけが独自に厳しい解釈を維持することは許されません。

プラン

1. 迫害の定義についてこれを生命・身体の危機に限らず、一般的な人権侵害も含むようにします。
2. 難民申請者が個人として狙われていなくても、迫害を受ける恐れがある集団に属していた場合は難民認定します。
3. 法務省から独立した認定機関を設立し、そこに難民認定をさせます。
4. その他必要な措置を取ります

解決性1：難民認定基準が緩和され、内因性で述べたような人たちも難民として認定できます。なぜかという、難民認定行為は法律上の「羈束（きそく）」行為といて、条件にヒットしていたら自動で認定を行うことになっているからです。

国立国会図書館、岩田 2011

「難民の認定は、裁量行為ではなく、羈束行為であり、申請者が難民条約に定められた 難民の要件に該当するかどうかを確認し、要件を満たす場合は、法務大臣は難民の認定を行う。」<sup>11</sup>終わり。

2：難民認定を受けた難民は日本国民と同じように、社会保障などを受けることができます。

入国管理局

「難民の認定を受けた外国人は、原則として締約国の国民あるいは一般外国人と同じように待遇され、我が国においては国民年金、児童扶養手当、福祉手当などの受給資格が得られることとなっており、日本国民と同じ待遇を受けることができます。」<sup>12</sup>終わり。

3：難民は日本社会に溶け込むことができます。実際にインドシナ難民は9割の人が適応できています。

難民事業本部 1993

「個別面接調査の際、調査員が日本社会の適応状況を観察して評価したものである。その結果、「普通に適応している」が77%、「あまり適応できていない」11.2%、「よく適応している」10.9%で9割弱のものが適応しており、1割強のものが適応できないしていると判断している。[中略] 回答384人中6割強が不自由なく会話をし、「ほとんどダメ」と答えたものが2%と少なかった。」<sup>13</sup>終わり。

というわけで、肯定側のプランを取れば、少なくとも現状苦しんでいる…厳しい…日本が不当に厳しい解釈基準を取っていることによって、認定されず、送還されたりして、実際に拷問を受けたりしている、そういう苦しんでいる難民、っていう例が、少なくとも、難民認定されて、日本において定住

9 石川えり（認定NPO法人難民支援協会代表理事）「キーパーソンインタビュー「日本の難民審査は厳しすぎる」難民支援協会の石川えりさん」『毎日新聞』2015年3月2日

<https://mainichi.jp/articles/20150302/mog/00m/040/005000c>

10 滝澤三郎（東洋英和女学院大学大学院客員教授 国連 UNHCR 協会理事長）「論説 混迷する中東の行方を探る：難民問題解決のカギは？」『SRID ジャーナル』第11号、2016年7月 <http://www.sridonline.org/j/doc/j201607s03a02.pdf>

11 岩田陽子（国立国会図書館・行政法務課）「我が国の難民認定制度の現状と論点」『ISSUE BRIEF』710号、2011年5月12日 <http://www.ndl.go.jp/jp/diet/publication/issue/pdf/0710.pdf>

12 入国管理局 HP「難民認定制度 第2 難民の認定を受けた外国人が享受できる権利又は利益」  
<http://www.immi-moj.go.jp/tetuduki/nanmin/nanmin.html>

13 財団法人アジア福祉教育財団難民事業本部『インドシナ難民の定住状況調査報告』1993年3月（内閣官房 難民対策連絡調整会議 第三国定住二関する有識者会議 第6回（平成24（2012）年11月7日）配布資料）pp.18-19 <http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/nanmin/yusikishakaigi/dai6/siryou2.pdf>

支援などを受けて救われることになるわけですから、この点において、肯定側は論題を肯定しておりますし、肯定する意義があると考えています。以上です。

## ■否定側質疑（久保→小杉）

久保：はい、お願いします。

小杉：お願いします。

久保：ちょっとお聞きしたいんですけども、最初のエビデンスの、一枚目のところで、今、人権侵害とか迫害が起こっている、っていう話ですね。で、あなた方が言う難民っていうのは、つまり、母国で非常な人権を受けて、迫害を受けた、で、自国の中では人権は守られないので、人権が守られるところに行きたい、ということでもいいですか。

小杉：そうですね。

久保：で、みなさんは、その人権を守りたい、っていうのが…肯定側の守りたい価値っていうことでもいいですか。

小杉：もちろんそうです。

久保：そうですね。で、次にお聞きしたいんですけども…肯定側のプランを確認したいんですけども、独立した機関を…法務省から独立した機関を作る、って言っているんですけど、これは認定するのは、誰ですか。

小杉：ん？誰っていうのは…

久保：その機関っていうのは、いったいどういう課ですか。まず、じゃあ、国家機関ですか。それともその他ですか。

小杉：ああ、国家機関ではあると思います。

久保：国家機関、OK。ということは、国ですね。

小杉：はい。

久保：はい、OKです。じゃあ、そこでお聞きしたいんですけど、つまり、国家機関、国が認定した時に、はじめて人権は付与されますよね。

小杉：ああ…いや…

久保：その、あなた方が守りたい人権っていうものが、あなたは難民です、ということが認められないと、もらえませんよね。

小杉：人権が付与される、という言い方はちょっとおかしいと思っていて、人権はもともと人間に普遍的にある、自然権なわけですから、それをちゃんと守ってあげることが、国によってできる、という話です。

久保：ですよね。で、ここにお聞きしたいんですけど、なんでわざわざ、国による認定を一回挟む必要があるんですか。あなた方は今、自然権として人間は人権を持っているってお話をしましたよね。

小杉：ああ、はいはい、そうなんです、自然権があるからといって、必ず守られるという話ではなくて、まあ、やっぱり守る主体が必要である、という点で、やっぱり国の存在意義はあると思いますが。

久保：で、なんでそれが国じゃなきゃいけないんですか。

小杉：なぜそれが国じゃ…少なくとも、日本国、という主体であれば、ある程度守れる、というところが立証できれば言えていると思います。

久保：わかりました。じゃあ、とにかく確認としては何か、っていうと、あなた方は国によって…国に人権を追われた人たちは、あなたは、日本国という、国という機関が、失われた人権というのを与える形で、彼らに付与する、ということで、人権…人権というのは、アブリオリに、事前として、皆が持っているものなんだけれども、でもそれは、母国では認められていないわけですよね。失われているわけですよね。それはその、人権が保護された状態にはなっていない。

小杉：そうですね。

久保：で、あなた方は、日本が受け入れなければ、その人が保護されない。

小杉：そういうことだと思います。

久保：ですよね。つまり、人権が保護される状態というのを生み出す、というのは、国家がやる…日本国がやる、っていうことでもいいですよね。

小杉：そうですね。日本国としてやることに意義があります。

久保：OKです。はい、大丈夫です。じゃあ次にちょっとお聞きしたいんですけども、ディベートを始めたのはいつですか。

小杉：えっと、今年の5月末ですかね。

久保：あ、最初大変だったんじゃないですか。

小杉：まあ、多少大変でしたが…

久保：ですよね。ディベートってあんまり…そんなにやっていないと思うんで、どうやってディベートを…立論を作ったりとか、そういうのを考えました？

小杉：どうやって…いやまあ、そうですね…資料に当たったりするわけですよね。

久保：資料だけで作れたんですか。

小杉：いやまあ、それは別に、自分の元から持っている考えであったりとか、自分で考えたことも含まれている…構造の中に含まれているとは思いますが、資料を見る中で、そういう構造が変わっていくということもあると思いますし…

久保：試合でした？試合に出て、ジャッジの意見とか聞いたりとかして、いろいろやりますよね。  
小杉：してます。はいはい。  
久保：そうですね。はい、わかりました。それが分かれば十分です。だから、試合を通したり、いろんなことで準備されているんですね。はい、以上です。

## ■否定側第一立論：武田顕司（Art of Argument）

始めます。クリティークと言われる議論を提出します。説明を3点。

### A：クリティークの概要

前提として、クリティークは既存のメリットデメリット方式の枠内で判断されるものではありません。

資料、神田外語大、田島12年

「クリティークとして論じられる価値観は、基本的に既存のメリット・デメリット方式を成り立たせている前提となっている論理を突き崩すことで成り立っている。つまり、もし価値クリティークが議論として成立すれば、それは既存の意味での「政治」——ランシエールが「ボリス」と呼ぶものであり、メリット・デメリット方式に内在する人口統計学的な政策決定の視点——を精査する以前の議論であるため、メリット・デメリット評価のいかににかかわらず評決が下されることもある。」<sup>14</sup>終わり。

我々の主張が、メリットデメリットとは異なるものだということを忘れないでください。我々の主張をまとめるとこうです。

「肯定側のアプローチは不適切な考え方にに基づいている。そうしたアプローチが認められれば、我々の考え方に悪影響がもたらされる。故に論題は否定されるべきである。」ということ です。

今回我々はいかなる政策も提示しません。否定するのは論題ではなく、論題を肯定するという行為です。もう少し説明します。

ジャッジの判定はディベートコミュニティの考え方に影響します。試合で勝った議論はディベーターの信条を形成するのです。これをふまえて、我々は「肯定側のやり方が現実において広まるべきではない、だから肯定側への投票は望ましくない」と主張します。

さて、どうして彼らの考えは有害なのか。彼らのアプローチでは難民問題の裏にある現代政治の根本的な問題が議論できません。結果、彼らの考え方では難民といった問題を解消できません。肯定側の考え方を認めることは難民問題の本質を無視するに等しく、そのような考え方が広まれば、我々は難民といった問題を現実に解決することができなくなります。だから肯定側へ投票すべきでないのです。

では詳しく見ていきます。

以下、論題の肯定を認めた場合と認めなかった場合とで、現実の世界がどうなるか比較します。

### B：論題の肯定を認めた場合。説明を4点。

#### 1：国に所属しなければ生きられない世界

難民をみれば明らかですが、現代では人権がみな守られるわけではなく、国に所属しなければ守られません。

資料、ベネツィア大、アガンベン03年

「そこでアーレントが出发点としている逆説とは、権利ある人間というものをもすぐれて体現したはずの形象——難民——が、反対に、この概念の根源的な危機のしるしになっている、ということである。[中略] 国民国家の体系において は、いわゆる聖なる不可侵な人権は、それが一国家の市民の権利という形をとることができなくなると、あらゆる後ろ盾を失い、あらゆる現実を奪われたものであることが明らかになった。」<sup>15</sup>終わり。

14 田島慎朗（神田外語大学国際コミュニケーション学科講師）「市民教育としてのディベート:新自由主義への服従か、政治的介入か」『国際社会研究（神田外語大学グローバル・コミュニケーション研究所紀要）』3巻、2012年12月、p.116 [https://kuis.repo.nii.ac.jp/index.php?action=pages\\_view\\_main&active\\_action=repository\\_action\\_common\\_download&item\\_id=741&item\\_no=1&attribute\\_id=18&file\\_no=1&page\\_id=13&block\\_id=17](https://kuis.repo.nii.ac.jp/index.php?action=pages_view_main&active_action=repository_action_common_download&item_id=741&item_no=1&attribute_id=18&file_no=1&page_id=13&block_id=17)

このように、国に所属しなくなった瞬間、人権が保護されない状態になる。つまり、いつでも国家の意思で人権をはく奪できるという暴力性を国家が秘めているという状態が存在しています。

しかし本来、人間は人間であるというだけで守られるべきです。こうした現状を見過ごしたまま、難民を国に取り込むことで助ければ、難民はいなくなりません。国に受け入れる際は基準が必要になり、基準はそれに満たない者をふるい落としとして難民を再生産するからです。

資料、神大、阿部 02 年

「一つは、難民を保護するということが難民以外の者の排斥を正当化する作業でもあるということである。〔中略〕2000年のデータでみても、最も認定率が高いカナダですら五〇パーセントを切っている。〔中略〕難民保護に携わるということは、申請者の過半数を構成する非難民を同定する作業に参画することであり、ひいては難民でない認められた者の排除を正当化する過程に参画することでもある。」<sup>15</sup> 終わり。

## 2：定側のアプローチの問題点

肯定側はこうした問題点を無批判に受け入れています。これは肯定側のさっきの質疑の応答の「人権を守ってあげる」という言説を見れば明らかです。このスタンスのもとでは、先のような問題提起が構造的にできません。彼らのスタンスでは、生きる権利と国家の所属とが結びついた現状を認めたくて議論しているからです。

## 3：ジャッジのボートは現実に影響する。

肯定側のアプローチが認められれば、それがディベートコミュニティで広まることを説明します。まず、ジャッジの投票は、ディベートで提出される議論を決めます。

資料、JDA、矢野

「しかしジャッジの影響は、特定の試合にだけ及ぶだけで、おしまいになる訳ではない。ディベーターは、勝ちやすいディベートのスタイルを選択していく。そうなるとジャッジは、試合で勝者を選択していくことにより、結果としてディベートのスタイルも選択していくのだ。」<sup>17</sup> 終わり。

こうして、ジャッジにより議論のスタイルが選択されれば、ディベーターはそのスタイルにあわせてプレパや議論、スピーチをし、論題について得る知識や見解もそのスタイルに沿ったものとなっていきます。結果、ジャッジの判定は常にディベートコミュニティの考え方に影響します。

資料、ケンタッキー大学、Roger 93 年和訳

「試合の最後にたどりつく判定は試合中の資料と議論に基づく仮初めのものでしかないだろうが、時を重ねるにつれて積み重なったジャッジングは最終的に、道徳や政治の信条を構成することになる。政策ディベートは大事なのだ。民主主義に生きる市民として、我々一人一人は小さな存在だが、それが集まれば政府の選ぶ政策に大きな影響を与える。」<sup>18</sup> 終わり。

肯定側のアプローチがこの試合で認められ票を獲得すれば、ディベーターは肯定側のスタイルを模倣します。その結果、ディベートコミュニティにおいて、B-1のような問題提起はされなくなるでしょう。それに伴い、ディベーター一人一人が現実の政治をそのような観点から批判する機会も奪われていきます。

## 4：見過ごされる暴力性

15 ジョルジョ アガンベン（ヴェネツィア建築大学美学教授）『ホモ・サケル 主権権力と剥き出しの生』高桑和巳訳、以文社、2007年 pp.175-176

16 阿部浩己（法学博士、神奈川大学）「消されゆく難民たち」『現代思想』2002年11月、p.90

17 矢野善郎（Debate forum 編集長）「Close Up：《良いジャッジ》を求めて」『Debate forum』Vol. IX No. 3（通巻30号）1994年冬、p.189

18 Roger E. Solt (University of Kentucky) “Demystifying the Critique” *Debater’s Research Guide 1993 Health Care Policy: Debating Coverage Cures*, Wake Forest University  
<http://groups.wfu.edu/debate/MiscSites/DRGArticles/Solt1993Health.htm>

〔原文〕 “The judgments we come to at the end of debate rounds may only be provisional, based on the evidence and arguments in that round, but overtime the sum of our provisional judgments is what ultimately constitutes our moral and political belief system. Policy debates are important. As citizens in a democracy, we have individually small but collectively large inputs into the policies our government chooses.”

結果、肯定側への投票は隠された暴力性を認めることとなります。実際に、彼らのケースの解決性で、条件にヒットしたら自動的に認定する、ということで、その裏の政治の暴力性に対して無批判になっています。これは深刻です。なぜなら、暴力を潜ませたかりそめの平和を認めれば、暴力は加速するからです。

資料、大阪府立大、酒井 16 年

「というのも、たんなる暴力がないという状態は、かれ [?] いうところの「擬似非暴力状態」、わたしたちの無力と引き換えに、国家が暴力と支配とを独占し、それをしばしば不当に行使する状態と共存しているからです。[中略]この非暴力状態は、わたしたちが無力であればあるほど強化され、そうであればあるほど国家による暴力の独占やその行使を強化します。[中略]つまり、擬似非暴力状態を肯定すればするほど、その状態を支える暴力の行使はノーチェックになり、野放図になっていくのです。」<sup>19</sup>終わり。

よって、彼らの姿勢が認められれば、B-1 の問題が加速します。

C : 認められなかった場合

1 点目、まず、この試合において、考え方が改められます。

2 : その結果、現状を問題視するスタンスが、ディベートコミュニティに受け入れられます。

3 : ディベーターが現実の政治を捉え直します。国籍と生きる権利が一致した現状に批判的になります。難民は受け入れを通じて守られるべきだ、という認識が排除されます。この考え方の変化こそが、難民問題に取り組むために不可欠なものです。

よって肯定側の考え方を拒絶し、否定側へ投票して、我々が認識を改めて行くことが必要だと述べて、否定側第一立論を終わります。

## ■肯定側質疑（發田→武田）

發田：始めます。まず、クリティークがなぜ否定側への投票理由になるのか、っていう議論から聞きたいと思います。一応、私たちの解釈としては、今回の論題は「日本は〇〇という政策をすべきである」という命題だと思うんですけど、あなた方は、その背景にある価値観を否定することで、どうやって、私たちの論題肯定を妨げているんですか。

武田：あなたたち…政策ディベートをやったとして、その結果が、実際明日から、じゃあその政策が実現されるわけではないのに対して、我々が議論しているのは、現実社会に影響を及ぼすからです。

發田：ごめんなさい。なんで、肯定側で話している、プランとかの話っていうのが現実政治に影響を与えない一方で、あなた方がここで主張した価値観っていうのは、現実の考え方・思想に影響を与えるんですか。ここって…

武田：両方影響を与えるんですけど、我々はレイヤーが上だと思っていて、それは、肯定側の前提としている考え方自体が誤った思想であるから、批判されるべきなんだよ、っていう主張を我々はしています。

發田：う～ん…すいません…レイヤーが上だと、じゃ…聞き方を変えるんですけども、あなた方は、例えば、肯定側は、論題…具体的にどういう政策をやるべきか、っていう命題に対しての肯定を示したとして、否定側はその背景にある価値観の否定を示したとしましょう。これが両方成り立ったときって、どっちに投票すべきかっていう基準を、あなた方は示していますか。

武田：えーと、すいません、もう一回お願いします。

發田：一応、何か、論題の肯定っていうことであれば、具体的な政策への支持理由っていうのを、私たちは示していて、その背景にある価値観の否定を、あなた方はしているんですよね。これが、両方とも成り立つっていう場合は、全然ありうると思っていて、その場合にどっちに投票すべきかっていうルールは、あなた方は示していますか。

武田：あー、なるほど。両方とも、要は、考えられるようなときにどっちに投票したらいいか、っていうことですか。

發田：はい。

武田：それは、今の段階では示されていない…

發田：示されていないんですよね。

武田：示されていないことはない。

發田：え？

武田：ちょっとまってくださいね…

19 酒井隆史（大阪女子大学人文社会学部講師）『暴力の哲学（シリーズ・道徳の系譜）』河出書房新社、2004年（Kindle版2016年）、pp.195-198



定側の投票理由にはならないからです。なので、そこの証明ができない以上…できない限りは、肯定側に入れてほしいと思います。

私たち…どういうことが言いたいのか、というと、基本的に、彼らの…別に、国家に対して批判的に考える、っていう立場と、論題に対して支持をする、っていう立場は、全然同時採択できることだと思うんですよ。で、同時にやっていたら、同時にやればいいと思います。次、これは、Dの3とかの話なんだと思います。ジャッジのボートが現実に影響を与えて、ディベーターの選択として、勝ちやすいスタイルが残っていく、みたいな話がありました。まず、1点目として、別に何か…ディベーターがですね、勝ちやすいスタイルを選択する、ということは、その思想を丸呑みする、っていうこととは全然違うと思います。ゲーム的観点として、こういう議論がやりやすいから選ぶ、っていうことと、その思想に対して支持を与える、っていうことは、全然一致していません。だから、この理由をもって、今回のジャッジの投票理由に対して、強制的な…否定側に入れる理由にはできません。

で、その次のところですね、基本的にディベートって、プレイヤーの思想と、ゲームにおける立場っていうのを分離する、っていう前提を取っていると思います。だって、私たち別に自分が今回の論題に対して、肯定しているとか、否定しているとか、そういう前提関係なしに、無条件でサイドを割り振られるじゃないですか。その上で試合をするじゃないですか。でも、私たちは別に現実の思想と違うことをここで言う立場を持って…言うことができます。で、こういう、ディベートって、そういうゲームだと思います。なので、何か、投票が、直接思想に影響を与える、であるとか、ここでしゃべったことが直接思想に与える、だから否定側に投票すべき、みたいな理由は絶対にとるべきではないです。

次、これは多分論点のCに当たるんでしょうか。Cのところ、国家という存在を認めない場合は、現実の私たちの考え方が変わっていくので、だから否定側に投票すべき、っていう議論をしていましたが、まず1点目として、否定側のそういう思想があることが分かって、で、批判的に考えて、今後あなた方が国家に対して批判的に考えていけるんだとしたら、それだけでいいと思います。それと投票を結びつける理由というのを、彼らは全然示していません。で、2点目として、結局これは先ほども言ったんですけども、現実の政策…やっぱり彼らが言っているとおりに、私たちの話と否定側の話って、レイヤーが違うと思っていて、現実の政策に対して変更を与えるっていうのも、それはひとつの考え方で…そのために投票する… [時間切れ]

## ■否定側質疑（武田→發田）

武田：はい、よろしくお願いします。まず、あなた方の立場を確認したいんですけども、ディベートはゲームだ、って言っている一方で、現実の政策を変える議論なんだっていうふうに言っていると思うんですけど、どちらですか。ディベートって、シミュレーションなんですか、それとも国会みたいに現実の政策を変える場所ですか、ここは。

發田：えっと、二分法で語られるものではないと思います、それこそ。

武田：どういうことですか。

發田：えっと、ゲームではあるし、一方で確かに、聞いている人に対してある程度思想に影響を与える、ということは、たしかにあるんだと思います。けれども、思想に影響を与えるっていうことが、投票理由としては採択できない、というのが、私たちの立場です。

武田：その理由はなぜでしたっけ。

發田：え、だって、ディベートっていうのは、その、自分の実際に持っている思想と、ゲームの中で取る立場の分離っていうのを前提にしていると思っていて、で、だから…ゲーム上でより優位であると認められた議論が、現実の…何ていうか…実際の思想として…

武田：例えば、ディベートの中で、人を殺すことによって、すごくいい利益が得られたとしても、じゃあ、その議論を回すべきか、って言ったら、回すべきじゃない、と思いませんか。

發田：ん？人を殺すこと…

武田：例えば。例えば、どんなにバーチャルな議論であっても、やっぱり良くないものは良くないじゃないですか。

發田：うーん…まあまあ…

武田：そういうの、やっぱ、あの…排除していった方がいい、っていうのが我々の価値観なんですけど…

發田：排除…

武田：いいです、次行きます。で、あなた方は、アナーキーって言っていたと思うんですけど、我々の立場がアナーキーだ、っていう認識ですか、あなた方は。

發田：えっと…ん…

武田：国家を否定している、っていう立場で反論されていますか、我々が。

發田：あー…ただ、何か、国…国家に対して批判的に考える、ということと、国家を否定する、ということに対しては、差があると思っていて、で、国家に批判的に考えるっていう立場自体は、肯定側も実現できていると思っています。

武田：えっと、否定側の立場がどういう立場なのかはわかっていますか。

發田：否定側…それ以上の…肯定側と否定側で有意に差を出して、否定側の投票理由とするためには、国家の存在の否定、っていうところまで至らないと、否定側の投票理由には…  
武田：えっとですね、我々が否定したいのは、国家ではなくて、国家の暴力性の否定なんですよ。  
發田：あー、なるほどなるほど。  
武田：っていうところを言いたかっただけです。  
發田：はいはい。  
武田：それをフローに書いておいてください。  
發田：わかりました。  
武田：じゃあ次行きます。で、国家を批判的に、肯定側も見ているんだ、って言っていたと思うんですけど、人権って、みんなにありますよね。  
發田：はい、そうです。  
武田：じゃあ、なんでみんなに認めてあげないんですか、肯定側は。  
發田：えっと、それは、何か、自然権って…  
武田：批判的って言ってますけど、実はそれって、言ってみただけとか、そういうことはないんですか。  
發田：いや、そういうことは…まず、自然権…たしかに、その…国家がない自然状態においても、人は自然的な権利を持っていると思います。しかし、国家がないと、それって…それを保護する存在っていないと思うんですよ。わかりますか。  
武田：何か、我々の、理想をこの後示してくれるんですけど…じゃあいいです。そこはいいです。示してくれるんで、ありがとうございます。終わります。ありがとうございます。  
發田：ありがとうございました。

## ■否定側第二立論：佐藤可奈留（Art of Argument）

じゃあ始めます。

まず我々が言っていたことは何なのか、整理したいと思います。これ、ポーティング理由になる説明にもなっています。

まず、彼らは、これこれの政策を導入したら何人助かる、という政策の議論をしている。まず、クリティークは、政策の議論をしているわけではない、ということ、改めて思い出してください。最初の資料です。

で、事実…事実我々は別に何か政策を提示しているわけではない。じゃあ何を議論しているのかっていうと、我々が、現在の政治をどう認識していくべきか、を議論しているんです。他にもない僕たちです。窓の外にいる僕たちです。この教室の中で試合をやっている僕たちじゃない。僕たちが現実に戻ったとき、どう政治を見ていくか、これを議論している。

なんでそんな議論をするんでしょうか。1NCのBのところを見てください。そもそも試合終了後にディベートが残す影響はただ一つ、勝った議論が未来の試合に影響をして、ディベーターの考え方を形成する。ディベートの現実への影響はこれだけです。より良い政策に投票しても、その政策が実行されるわけではない。難民を救おう、という政策に投票しても、難民が本当に救われるわけじゃない。難民が実際に助かるわけじゃないんです。だから我々は価値観や考え方、どう政治を認識すべきか、を議論してこうって言っているんです。現実、外の世界で難民を救うために。これは、政策の議論とは違って、後に残るものがある。だから、彼らのプランを、仮に導入したらどうなるか、っていうシミュレーションよりもこちらのほうが優先されるべきだって言っています。少なくとも、1NCの始めに言ったように、全く違うタイプの論点だ、ということは認識しておいてください。で、彼らは、どっちを、じゃあ優先すべきか…そういうフレームワークと、僕たちの政策フレームワーク、どっちを優先すべきか説明していないじゃないか、って言っていたんですけど、それ、じゃあそっちの方が優先されるっていう説明をしてくださいよ。それは彼らの証明責任だと思います。だって、論題を肯定するのは彼らの責任だから。

じゃあ次、2。まず、じゃあ、何々すべきである、っていう論題を否定できない、っていう話なんですけれども、これ、違います。我々は、論題を肯定する、というアクションを否定しているんです。アファの論題の肯定のしかたを認めちゃいけない、そういうことで、まるでトピカリティのように、アファの言ったことを無効化しているんです。あの…トピカリティの場合、彼らが何をどうすごいプランを提示しても、それが論題外じゃないよ、って言って、無効化されますよね。それと同じで、僕たちはアファを認めちゃいけないよ、って言って、全部無効化しているんです。そういうものだと思うってください。そうやって、論題を肯定することができないから、僕たちの勝ちになるんです。OKですね。

じゃあ次いきましょう。次、じゃあ、彼らは、価値観を否定しているけど、なんでそれがポーティングイシューになるんだ、っていうことなんですけど、僕たちはまず、単なる価値観の否定じゃないで

すよね。でき損ないのDAじゃないんですよ。その、価値観がディベートを通じて、現実を広まるから、やめてくれ、だから認めないでくれ、って言っているんです。決してインパクトアタックじゃないんです。そこを分かってください。

じゃあ次行きましょう。暴力は二分法なのか、っていう話がありました。違います。彼らは、見ているんですね。確かに、国家の暴力は否定はできている…認めるよ、認定もっと広げるよ、って言っているんですけど、違うんです。そんなことを言っている、解決しない、っていうことを、僕たちは1NCのBで言っています。Bの1で言っています。こういう現状を認めちゃいけないんです、そもそも。だから、そういう指摘のしかたじゃだめで、見るべき国家の暴力が違うんです。見るべき政治の暴力性が違う。僕たちはもっと根本的なところを疑わないといけない、って言っているんです。それはちょっと確認しておいてください。そうしないと、Bの4点目で言っているように、僕たちは、暴力が隠れたままの平和を認めて、国家の暴力、政治の暴力を加速させることに加担します。

じゃあ次。じゃあ僕たちはどうすべきなんでしょうか。それを説明しましょう。

否定側は、人間が誰でも…人間が国籍をもつか、国に認められるか、に関わらず、人間であるだけで生きていける世界を理想とします。

福岡教育大学教員、竹島 2007

「アガンベンが、こうした二つの現代的動向を踏まえて、現在は「市民という概念が近代国家の政治的・社会的現実を叙述するのに不適切なものになっている」と主張します。そしてこれからのあるべき政治社会として、これまでのような領土と法や権利とを密接に結びつけるような政治共同体ではなく、「誰もが移住状態ないし避難状態」にあるような政治共同体というものを提示します。同質的な国民と領土の中でなければ法や権利の保護を受けられないというのではなく、単にそこに定住し居留しているというただそれだけで、みな同じ扱いを受けるといふ、誰もが移民や難民の状態にある共同体のあり方です。」<sup>20</sup>終わり。

これは別に無政府状態じゃないですよ。移動できればいいんですよ。日本の都道府県だと思ってください。そうやって、国家がみんな移動できるようにすればいいんですよ。居住しているだけで、権利を与えることができる、そうやってなればいい。こんな世界は絵空事だと言うかもしれませんが、ただ、それが大事なんです。なぜなら、まず希望を抱くことでエネルギーを持って理想に近づいていくからです。

元ハーバード大教授、ジョン・ロールズ 2006

「にもかかわらず、こうしたリベラルな政治的・社会的秩序、ならびに良識ある政治的・社会的秩序の可能性といったものは、やはり現実のものとなることがない限り、全く無意味だと感じる人がいることだろう。もちろん、現実のものとするのが重要でないなどと言うつもりはないが、私は、こうした社会秩序の可能性というそのこと自体が、まさしく、われわれを社会的世界へと宥和させるものとなると信じている。〔中略〕なぜなら、国内・国外のどちらであれ、自立的で、相当程度に正義に適った政治的・社会的秩序は可能であるということが、十分な理由とともに信じられる限りにおいて、当然、われわれやその他の人々も、いつかどこかでこうした秩序を実現するだろうという希望を抱き、ついで、その実現に向けて何らかの行動を起こすことも可能となるからである。」<sup>21</sup>終わり。

言ってみれば、政策分析は政治の道具でしかありません。僕たちは目的を定めて、その道具を適切に使うことが初めてできると思います。だから理想像の議論のほうが優先されるべきです。ここで証明しました。ここにアタックしてください、彼らは、いいですね。

で、まずい考えを廃して政治の理想が適切に定まるからこそ、考え方の議論があつてこそ、なんです。で、特にこの論題スペシフィックに、難民を受け入れるべき存在ではなく、あるべき姿として捉えることが必要なことです。

神戸市看護大、松葉 2010

「アガンベンは、このアーレントの議論にもとづいて、難民にこそ来るべき政治的共同性を見なければならぬという。「おそらく、現代の人民の形象として思考可能な唯一の形象であり、この難民というカテゴリーにおいてはじめて、到来すべき政治的共向性の諸形式および諸限界を垣間見ることができる」。こうしてアガンベンは、これまで政治的なものの主体を表象する際に使ってきた諸概念をいささかの留保もせず放棄して、「難民というこの唯一の形象からわれわれの政治哲学を再構築することを決断しなければならない」と述べるのである。」<sup>22</sup>終わり。

20 竹島博之「第六講 アガンベン『ホモ・サケル』を読む」『比較社会文化叢書VI 名著から探るグローバル化時代の市民像—九州大学公開講座講義録—』九州大学政治哲学リサーチコア編、花書院、2007年 [ページ数不明]

21 ジョン・ロールズ（元ハーバード大学教授）『万民の法』中山竜一訳、岩波書店、2006年、pp.187-189

まあいろいろ難しい言葉を言いましたが、つまり僕たち、今まで考えて来たことを放棄して、難民にこそ理想像を見なくちゃいけないだろう、そうじゃないと難民問題は解決しないだろう、ということ、を、証明しました。

じゃあ次行きましょう。次なんですけれども、彼らはCのポイントについて、じゃあどういう政策で差がでるねん、と言っていました。現実において、思想の摘発をしたからといって、じゃあ思想が変わっただけで政策は本当に変わっていくんですか、窓の外の政策は変わっていくんですか、と言っていました。変わります。なぜなら、思想は、考え方は、現状の何が問題なのか、という認識や、問題の解決方法を変えるからです。

東大、小野塚 2010

「第一は政策に作用した思想であり、第二は政策に表現された思想である。〔中略〕むしろ、思想が異なれば、発見される問題も異なる（極端な場合には、問題は発見されず、現状は理想的だということになる）し、目的も、手段もすべて違って来る。しかし、こうした複数の思想の間の闘争と民主的な手続きを通じて、目的が設定され、手段が選択されるからこそ、目的の明晰性と目的合理性が担保されるのである。そうした相違を曖昧にしておくことは、特殊な状況においてはある種の技であるかもしれないが、それが経営・運動・政策の常態となったら、それは説明責任を果たせず、自己変革も不可能な袋小路に陥ってしまう。」<sup>23</sup> 終わり。

思想を変えることは重要だと思います。

### ■肯定側質疑（小杉→佐藤）

小杉：始めます。

佐藤：お願いします。

小杉：えーと、まあ、とりあえず後半の議論から確認させていただきたいんですが、ま、ネガが、その…論題を肯定するという構造そのものを否定したとして、じゃああなた方がどういう理想を描いているのか、ということですね。で、まあ、あなた方は、誰もが、避難民になる状況が良い、と言っていた。

佐藤：誰も、どこにも、所属しない社会。

小杉：はいはい。えっと、大きな理想をもつことによって、皆が何らかの行動を起こすんですね。

佐藤：うん。

小杉：例えば、どんな行動をするんですかね。何か…

佐藤：あー、僕は例えば、難民問題でディベートをやって、この、アガンベンの論点がけっこう大事だと思っているんですけど、心の底からわりと。で、友達とかに話すんですよ。難民問題の受け入れで、こういうことを議論しているんだ、みたいな。で、みんな友達が、けっこう驚くんですよ。そもそも、国が受け入れたり受け入れなかったりする、っていうスキームを疑わないといけないんだ、っていう議論があるんだ、みたいに。そうすることで、多分僕たちは、一步一步解決に近づいているんですよ。だって、それが草の根民主主義だから。僕たち一人ひとりが変わっていくことで…それは確かに巨大な敵かもしれませんよ、国家の領域といった、巨大な敵が目前にあるかもしれない。だけど僕たちは、少なくともそれに気づかないと、それにアプローチすることはできない。

小杉：ただ、そこは…あなた方はここの。ディベートとかに來られて、そういう議論を回せたわけですね、とりあえず。

佐藤：そうですね。

小杉：その時点で、僕らは、あなた方の考え方を知って、そういうレイヤー自体を否定する議論もあるんだなあ、っていうふうに思ったわけです。で、まあこれからそういうことに関して批判的に考えていくのか、肯定的に考えていくのか分かりませんが、とりあえずそういう考え方を知った。これから調べるかもしれません。そういうところで、あなたの目的って、もう達成されているんじゃないですか。なんで論題を否定する必要があるんですか。

佐藤：なるほどなるほど。じゃあ、例えばですよ、あなたの今の一言を言っただけで、僕たちの議論が取られなかったとするじゃないですか。そしたら準備します？あなた達は準備するかもしれませんね。他のディベーターは、違うと思いますよ。僕たちのこの試合を見て、ああ、そうやって言うだけで勝てるんだ、ってなったら、誰も相手にしないと思いますよ。だって、そうやって言うだけで勝てるんですから。僕たちが、どんな問題提起をしても、それは政策ディベートじゃないじゃん、って思ったら、そうやって言うだけでいいんですもん。ああ、今言ったからいいじゃないか、それで終わりにしよう、それで僕たちの勝ちだ。それで終わり。みんな

22 松葉洋一（神戸市看護大学教授）「必要なのは援助ではない——グローバルエシックスの可能性」『倫理学研究』40号、2010年、pp.30-31

23 小野塚知二（東京大学教授）「日本の社会政策の目的合理性と人間観—政策思想史の視点から—」（社会政策学会第121回大会共通論題「現代日本の社会政策の評価と将来選択」2010年10月31日）『社会政策』第3巻第1号、2011年6月 <http://www.onozukat.e-u-tokyo.ac.jp/onozuka20101031.pdf>

な思う。みんな準備しなくていい、と思いますよ。誰も準備しない。本気で取り合わない。少なくとも、通常の議論ほどプレパはしない。

小杉：ああ…

佐藤：だって、誰もしてないでしょ、今、クリティークの議論とか。

小杉：あの…えっと…

佐藤：例えば、ちょっと僕言いたいのは…もう少し加えて…多分、あなた方は、この議論の存在を知ってたけど、そうやって反論しようと思って、アガンベンの理想像に対するダイレクトなアタックとか、今持っていないんじゃないですか。…あんまりちょっと、こういうの言うの嫌なんですけど、まあ、いいです、すいません。だから、そういうことです。そこについて議論を深める、っていう姿勢が全く生まれなくなると思います。見てる人もそうです。ディベートをやってなくて、ただ見に来た人もそうです。ディベーターもそうです。ジャッジもそう。一人ひとりですよ、今見てる。これはだから、政治運動です、一つの。

小杉：なるほどなるほど。えっと、まあ、じゃああと一点だけ、黙認することが政治の隠された暴力性を加速させるんだ、ってありましたが、これ、加速させるのはなんでですか。

佐藤：あなた方が、こうやって認めれば…例えば迷っていた人…認定ってどうなんだろう、って迷っていた人は、いい、って思いますよね。聞いて勝っていたら。ああ、いいんだ、って。一個加速しました。

小杉：なるほど…はい、わかりました。

### ■否定側第一反駁：久保健治（Art of Argument）

じゃあ始めます。先ほどから肯定側は、最近の質疑でもあったんですけども、何か、我々のクリティークが提示されただけで、我々にボートしなかったとしても、それはもう目的を達成しているんじゃないですか、つまり、要するに何てことはない、両方議論すればいいじゃない、というようなことをずっと言っているわけですけど、それは不可能です。

1点目、肯定側が、両方議論すれば、クリティークの目的は達成される、と言いましたが、違います。肯定側の論理は、両方検討することで視野が広がって教育効果が高いよね、っていう意味だったら分かりますよ。だけど今回我々が論証したのは、肯定側の思想が有害である、間違ったものである、構造的な問題を放棄するような考え方である、ということを論証しているんですね。したがって、片方が明確に間違っている、と論じた時点で物理的に同時に話すことはできたとしても、全くもって意味がなくて、有害なことです。

で、もう一つ言えば、我々は世界を認識する時に、究極的には一つの見方で世界をどういうふうに見るのかっていうふうな考え方になりますよね。もちろん、検討している時はいくつかの世界を見るだろう、だけど実際自分が行動を起こすときには、こういう見方が正しいんだろうな、と思って、初めて行動を起こすわけです。したがって、最終的に人間が取れる思想というのは一つなわけですから、同時に議論すれば目的が達成できている、というのは、我々の言葉をはなはだ勘違いしているし、それはまったくもって、我々のことをキャプチャーできていない…考え方が違う。投票理由にはなり得ない。あるべき世界の捉え方について、どちらが正しいのか、という議論のみが、クリティークにおける今回の争点になるわけです。そして先ほどから言っているように、クリティークというのは、通常のネットベネフィットの議論の上位概念にある概念です。これはトピカリティと同じようなものだと考えてください、ということを、私たちは述べました。ですので、こここのところにおいて、田島さんの証拠資料も含めて…エビデンスをもって論証しておりますので、同じ、プランやエビデンスを使うディベーターとして、そこは反論していただければいいな、と思います。

じゃあ次、2点目。理論的側面で、仮にそれでも両方行けるじゃないか、っていう話だとしても、理論的側面からも、両方議論してしまうと、我々はクリティークで証明した、弊害を回避することができないため、同時に話をしたり、同時採択すればいい、とか、とりあえず示されただけで、僕たちが認識すればいい、というような考えというのは否定されるべきです。なぜなら、生きる上において、国家に所属する、しないといった、境界線を引く行為を完全に否定する、という発想でなければ、我々が指摘する、国家の暴力性と争うことができないからです。

マンチェスター大学、ゼンヴィック 2009年

「「誰でもない存在」が一緒にいることは、その共通項からアイデンティティや国家に対する要求を持たずにいることである。「誰でもない存在」の要求は現存の国家権力には許しがたいものであり、それゆえに国家権力の敵である。〔中略〕生物的な生と存在の社会的意義の間に境界を引くことを拒むことは、結果として国家権力の暴力性と争うことが出来るのだ。どのような形の生の間にも境界線を引くこと拒む。これを通じてしか、国家権力の暴力性は明らかにされないし、それと争うこともできないのだ。」<sup>24</sup>終わりです。

ということで、一切を否定しない限り、我々が提示した、国家の暴力性とは相対することはできないので、彼らの思想は否定されなければならないわけですから、同時に語ることも同時に話せばいい、ということだけは…反論は、全く当たっていません。

ということで、次のところですけども、我々の、クリティークの3点目のところ…ポートが影響を与える、ということについてです。このところで、彼らは、ただ議論しただけでは、ポートに影響を与えないんじゃないか、と言いましたが、それは違います。なぜならば、まず1つ目として、先ほど応答でもありましたけれども、ディベートっていう…ディベーターが、勝ったスタイルとかっていうのを、少しずつ少しずつ学んでいって、それに基づいていろいろ話をしているわけですね。で、もしかしたら皆さん、非常に訓練されたディベーターだから、そういうふうには思わないのかもしれませんが。しかし、ディベートの場、というのは、ディベーターだけではなく、一般聴衆を含め、いろいろな人たちが来ています。そのときに、私たちは今、国家の暴力を提示しました。でも、これが有害だと認められた、だけど、それは、ディベートコミュニティは、そちら側に投票した、というときに、ディベートっていうのは、暴力を肯定するゲームなんだな、というふうには勘違いする人がいるかもしれないわけですし、それによって…もしくは、後輩たちが見たときに、ああ、先輩方が、ああやっておけば、適当に…クリティークとか返せるから…いけるんだな、みたいな感じになっちゃうわけですね。実際にそうやって、勝てない議論はどんどん無視されます。ディベート甲子園出身者の皆さん、考えてみてください。自分たちが、地域ではどんどん…全く回っていなかったやつに、全国大会ででてきたとき、あなた方はプレパしていますか。してないですね。なぜならば、それは全国に目を開いて、本当の本質的な問題を見ているんじゃないくて、各エリアにおいて頻出していたたくさんの議論でより勝てる議論、より勝てる議論を抽出した結果、見落とされた議論によって、負けたりした人もいます。これと同じようなものです。だからだめなんです。以上。

## ■肯定側第一反駁：小杉麟太郎（ITB-^^）

始めます。

まず、アファフローで確認しておきたいのは、肯定側のアファフローによる政策議論自体が、一つのポーターになっている、ということです。現実として、厳しい基準で苦しんでいる難民がいて、その人たちをプランで救うことができる、これだけでも間違いなく現実の改善にはなっており、論題を肯定していると思います。

その上で、ネガフローに移ります。2NCで、否定側さんの理想とする世界が示されていました。誰もが移動し、避難民となり、好きなところに居住し、そこで生きていける、そういう世界がいいんだ、という話だったと思います。しかし、こういう世界においては、むしろ不平等が拡散されてしまう結果になる、ということをお願いしたいと思います。

立教大、滝川 2017<sup>25</sup>

「もちろん、割り当てられた責任を遂行しない国家も存在する。現在の地球には「脆弱国家」、すなわち「貧困削減や開発に必要な基礎的機能を提供したり、国民の安全や人権を保障したりする意志や能力を欠く」国家が存在する。つまり、責任を遂行する能力を欠く弱い国家と、責任を遂行する意志を欠く悪い国家が存在する。弱い国家は、統治能力を欠いている。予算の不足、教育された人的資源の不足などにより、割り当てられた責任を果たすことができない。悪い国家は、統御機構を欠いている。権力の集中、自由なメディアの未発達、不正選挙などにより、割り当てられた責任を遂行しようとしなない。弱い国家は、「正義の主体」になることができない。しかも悪いことに、正義の能力を欠く弱い国家が不正の能力は保持していることがしばしばある。」終わりです。

つまり、現実の世界として、割り当てられた責任を果たさない、弱い国家であったりとか…果たせない弱い国家であったりとか、果たさない悪い国家が存在していて、そういうところに、移動を自由化することで、押し出されて行く人たちっていうのが存在すると思います。だって、彼らは、移住が…なんでもかんでも自由になればいい、というふうに言っていました。別に彼らが移住したい…誰かが移住したい場所が、誰かにとって住んでいる場所である、ということがあると思っていて、そういうふうには、押し出される人たちがいるっていうことは、ありうると思うんですね。彼らが完全に移動が自由化されれば、別に、何かその…誰も居住権が守られるわけではなく、あの人が住みたい…例えばその…良い土地があったとしますよね、良い耕地があったとする。で、誰かがすでにそこに住んでいる、彼にはそこに住む自然権があったはずなんです。しかし、そこに対して…そこに移る移住権があるんだ、ということを行っているのが、彼らの理想像だと思うんですね。別に何か、彼らの移動権も否定され得ない…彼らが、良い耕地にいる、ということに対して、その良い耕地に入ってくる奴がいる、ということも別に肯定されるべきだ、それが理想像なんだ、というのが彼らの主張だと思います。

25 滝川裕英（立教大学教授）『国家の哲学 政治的責務から地球共和国へ』東京大学出版会、2017年、p.303

で、そういう状況においては、彼らが…インベーターが入ってきて、押し出された人たちがどこに行くかっていうと、それこそ弱い国家とか悪い国家に行くことになってしまおうと思っただけです。この時点で彼らの…ウルトラコスモポリタンな理想像っていうのも、正当性を持っていないと思います。あと、ネガの…ジャッジの投票が、ディベーターの思考の鋳型を作ってしまうか、っていう話なんですけれども、たしかに私たちは勝ちやすい議論を選んでいきます。そうやって…こういう議論をやれば勝てるんだなあ、というふうに思って、そういう資料を探しますし、そういう立論の構造を作る。しかし、そうやって知っていくことが、必ずしもその主張を肯定することになるかという、そうではない。知るといえることは…より深く知るといえることは、より深く批判できることにもなっていると、思っただけです。全ての、難民認定という構造に、ああ、やっぱり国家という主体が関わっているんだ、と。確かに、そういう構造についても考えていく必要があるな、っていうふうには知ることができると、思っただけです。で、その時点で、こういう、難民認定という構造に関して、私たちがこの論題を通じて…シーズンを通じて、勉強してきた、ということは、別に…わざわざクリティークで批判されなくても、国家という構造に関してよく考える機会にはなっただけと思っただけです。ですから、この、その、試合という場において、私たちの政策議論が否定される理由には、ネガの議論は、なっていないと思っただけです。

ということで…以上です。

### ■否定側第二反駁：佐藤可奈留（Art of Argument）

じゃあまず、クリティークがポーターとして成立した時点で、クリティークのパラダイムと、政策のパラダイム、どっちを優先すべきか。僕たちは、クリティークを優先すべきだ、って言った。なぜなら、現実…教室の外…に影響を与える、って言ったから。それは認められているはず。反論が特にならぬ。彼らは…アファーマティブのプランも現実に影響を与えるんだ、って言っていました。その現実、シミュレーション中の現実です。フィアット、という概念によって救われる、シミュレーションの中の現実。僕たちは、教室の外、今いるあなた方の意識、一つ一つが変わる、こういう意味で現実への影響、って言っています。その現実への影響は、否定側が勝っている、だからクリティークが優先される。この論点は残っている。ドロップされている。

2点目として、じゃあそれは認められないとしましょう。だとしても彼らは、政策形成パラダイムの方を優先すべきだ、という論証を一つもしていません。だから、その点においてプランが…論題を肯定する理由になる、という証明責任を果たしていません。だからネガにボートできる。二重の意味でボートしてください。

じゃあ、クリティークが成立しているかを見ましょう。

まずですね…はい…なんでしょう…はい…で、まず、理想像についての反論から処理しましょう。彼らは、弱者の押し出しにつながるんだ、ということを書いていましたが、まず、資料、この一つ目の資料っていうのは、脆弱国家の話であって、じゃあ国境がない場合にどうなるかっていう話とかでは、全くないです。僕たちが言っているのは、そういう、国家機能とかはあったとして、じゃ、国境とかなくして、皆移動できるようにする…それこそ都道府県のように移動できるようにすればいいじゃん、と言っているだけであって、彼らはだから、言ってみたら都道府県が崩壊してたらだめじゃん、みたいなことを言っているだけで、そういう話ではないです。で、2点目として、今は、僕たちが問題にしているのは、B…もう一回読みましょうか。Bの…1NCのBを見てくださいます。国の認定がないと生きていけない、これがまずいんだ、って言っているんです。あの、問題点がちょっとずれているかもしれないけど、再認識してください。アファが認めている、問題となる思想は、国の認定がないと、皆守られないんだ、っていう思想なんです。で、Bの二枚目を見てください。これも否定されてなかった。そういうのを前提にしていると、問題が解決しないんだ、これだって認められている。だってそうですよね。認定を前提にしていたら、認定基準を作らなければいけなくなる。だから、そこから漏れる人が出てくる。だから、難民じゃない者を排除することが正当化されてしまう。常に、ここから先、未来ずっと、永劫です。だから、難民が消えてなくなる。Bの4点目を見てください。それが、僕たちが認める、ということです。暴力が隠れたままの平和を認めたら、難民を受け入れればいいじゃん、って言ったら、そうやって、誰かを排除しながら誰かを守っているだけなんだ、っていうことに気づかないんです。だから難民問題は永続的に解決しない。Bの4点目も残っているんで、伸ばしておいてください。

で、ですよ、じゃ、未来の話に戻るんですけど、2点目として、だから…人権がないんだから、僕たちが保障して、だから…どこにいても人権が保障できるようにしよう、って言っただけであって、崩壊国家とか、押し出される、っていう話じゃないんです。だって、押し出されるとかの話って、皆どこにでも住める権利を獲得した後の話でしょ。僕たちはその前の話をしてるんです。今は、誰かがどこに住むかについて、国の認定を受けなきゃいけないんです。ちょっと、後の話をしてるんですよ。僕たちの未来像が達成された後、多分そういう問題が発生してくる…人権の衝突が、ね。

だから人権の…まずは、確保を優先すべきです。ていうか、僕たちの未来像が先にある。で、こう  
いったものがあって初めて行動できるんだ、これもドロップされてますよね。で、難民問題について  
は、特に見直すべきなんだ、これもドロップされてる。つまり彼らは認めた。難民問題においては、  
僕たちの認識の変化が必要だ、って。この時点でもうクリティークにポートできます。  
で、ですよ、最後にもう一個言っておきたいのは、不可能か可能か、じゃないんですよ。実際のシス  
テムとして見たら、そういう現実的な問題が出てくるかもしれないけど、二枚目の資料で言ったじゃ  
ないですか。不可能か可能かどうかに関わらず、こういうものを目指そう、って皆で言うだけで前進  
していける…質疑でも言いましたよね。確かに、あるのは巨大な敵かもしれない。だけど、気づかなか  
ったら一歩も前に進めないんです。だからまずは気づいて一歩一歩…それは不可能かもしれないけど、  
進んでいきましょう。

で、ですよ、じゃあ、次。彼らは、より良く、深く知るために、いろんな論点がでてきたんだからいい  
じゃないかっていう話をしていました。まずこれ、1NRの議論を見てください。いいですか。教育的  
効果で言ったらそうかもしれないけど、違うんです。今、僕たちは教育とか言っているんじゃない。  
なぜなら、考えが有害であって、一つを示されたんだから、もうそれは認めないべきだ、って言うて  
いるんです。いろんな論点を知れていいよね、っていう話じゃないんです。僕たちは、あなた達の考  
え方は有害なんだからやめろ、って言うて、それが試合中で認められたんだから、もう投票できない  
んです。だって、間違っているから。

で、ですよ、3点目の資料を伸ばして…2点目の資料もありますよね。結局行動は一つなんだから、思  
想を一つにしないとイケない。これも伸ばしておいてください。これもドロップされている。

3点目。やっぱ、拒否しないとだめなんだ。線引きをやめて、初めて拒否できるんだ、っていうのをの  
ばしてください。線引きをやめる。プランの排斥こそが、我々が国家の暴力に相対する一つの方法で  
す。

じゃあ最後に、2NCの最後に読んだ資料を見てください。思想の影響はあまりないかもしれない、っ  
て言うかもしれませんが、思想こそが問題の発見を可能にするんです。難民問題も、初めて気づけま  
した、こうやって。

## ■肯定側第二反駁：發田颯虎（ITB-^^）

まず、最初にちょっとだけ肯定側の議論を確認するんですけど、メリット全部残っていて、とりあえ  
ず、肯定側の投票理由は残っている。それを踏まえた上で、カウンタープランの議論に…クリティ  
ークの議論に行きたいと思います。

まず、彼らの示している理想像というのが、本当に理想像である、っていうことが認められなければ、  
否定側には投票できませんよね。なんでかっていうと、彼らはこれが理想像である、っていうことを  
…であるからこそ、国家の暴力性を否定しなきゃいけない、という根拠建てをしているからです。で  
すからこの、理想像、という部分に対して、少しでもケチがつくのであれば、肯定側に投票しようと  
思います。クリティークの価値観を取ったとしても。

で、行きます。ここでは、基本的に1ARで読んだエビデンスを読んでほしいと思うんですけども…  
見てほしいと思うんですけども、基本的に、まず、現状の話をします。現状、ま、いろんな国家に  
分割されていて、それぞれの国のリソースには、力の差があって、それぞれの国で受けられる保護  
っていうのは、差がある。ここは認められたと思います。彼らは、じゃあ、それをやめて、一回国家  
みたいな…全ての、どこの場所においても保護を受けられるようにした方がいい、っていうことを言  
いたと思うんですけども、どこの場所においても保護が受けられる、っていうのが、その、現実の地  
理的な条件による、リソースの分配の不平等っていう問題を解決できているかっていうと、解決でき  
ていないと思うんですよ。なんでかっていうと、結局そこで、住みたいところに住める、っていう形  
にしちゃうと、リソースのあるところに人が集中したりであるとか、もともとそこでそのリソースを  
供与…供給されていた人もそこから弾き出されるであるとか…基本的にですね、彼らっていうのは、  
現実に、自然状態で存在している不平等っていうものを黙認することになると思います。なんでか  
っていうと、現状はその、何か…いろんな良い国、悪い国、いろいろあるけれども、まず国家って  
いうものに、その、割当ての…守るっていう、保護義務を与えることで、まず、ある程度の人権  
っていうのは守られているんですよ。…に対して、彼らっていうのは、その、国家っていうもの…  
国境っていうものを否定して、その…移住を自由にすることで、結局は、その保護を与える主体  
っていうものをなくしている行為と、現実的には同じだと思えます。なんでかっていうと、完全な自由競争状態  
だからです。どこにいてもいいし、その…どこにいても保護を受けることを、義務付ける、  
っていうのは、で、現実的にそんなことができるかっていうと、できないと思います。リソースには  
限りがあるんですから。だからこそ、国家っていうものの、暴力性…暴力性っていう言葉を、  
彼らは使っているかもしれませんが、ある程度国家の存在を承認するっていうことが、  
まずは合理的なんじゃないかな、っていう議論は、この、1ARのエビデンスでしっかり返っている  
と思います。

で、その上で、基本的に肯定側の議論…2ACで言ったことを基本的にはまとめていきたいと思うんですけども、まず、たしかに、彼らは…えっと、国家っていう存在を否定する方法はただ一つ、彼らの…論題を否定することだ、みたいなことを言っていたと思うんですけども、全然そんなことはなくて、2ACで言っている通り、国家への承認の程度っていうものには、全然差があって、現状に存在している国家の暴力性っていうものを、私たちが指摘して、それを変えようって言っている、その時点で肯定側も、別に全然国家に対して批判的に考えていて、十分肯定側の投票理由になりうると思います。

で、加えて、彼らは、この肯定側の、プランの…論題の肯定っていう部分と、否定側の思想っていうのが、両方残ったときに、否定の方を優先すべきだ、っていうことを言っていたと思うんですけども、いや、全然肯定側を優先する理由もあると思います。なんでもかっていうと、今回の論題っていうのは、日本は何々すべきである、っていう命題であって、それへの肯定をしているのは、今回唯一肯定側だけだからです。で、論題に対する直接的な肯定っていう意味で、肯定側に優位性がある以上は、両方残ったときに、肯定を優先するっていうことも、全然できると思います。

というところで、以上で終わります。